

深圳産業政策交流会・議事録

1. 日 時：2015年12月15日(火)14:00～17:00 (14:00受付開始)
2. 会 場：深圳市民センター B区 多機能庁
3. 主 催：深圳市経済貿易・信息化委員会
4. 協 力：在広州日本国総領事館、日本貿易振興機構広州事務所
5. 次 第：
 - 14:30 深圳市政府・陳彪・副市長による開会挨拶
 - 14:40 在広州日本国総領事館・齋藤法雄 総領事による挨拶
 - 14:50 課題・要望に対する深圳市政府の説明
 - 15:55 深圳市経済貿易・信息化委員会・高林 副主任による閉会挨拶
6. 議 事 録：

投資推广署

(1) 日本企業とのビジネス交流について

【質問・要望】

日本の優れた技術やノウハウの中で、深圳市民の生活水準向上や産業発展のために導入したい分野はあるか。

導入したい分野があるならば、商談会などのビジネス交流の機会を作っていただけませんか（例：環境、教育、娯楽、医療、福祉等）。

【回答】

過去数年間、日本との間で、ビジネス交流の機会が減少しているのは事実。ただ、直近では2016年4月に深圳市政府が日本を訪問、日本各地でのビジネス交流会開催を計画している。

また、深圳市の優れた企業、重点分野の産業園区関係者の訪日を積極的に推進している。今後も深圳市のビジネス環境をPRし、ビジネス交流のチャンスをつくり、深圳市と日本と

の交流と協力を促進する。

規画和国土資源委員会

(2) 土地の売却について

【質問・要望】

地価が高額なため、土地の処分には大変時間がかかる。時間を短縮するため、土地の売却にあたり、政府部門には様々な情報の提供、便利を図って貰いたい。例えば、良心的な購買者、地価などの情報、土地を転売する際の手続き上の協力などである。

【回答】

深圳市では、土地取引の信頼性・透明性を高め、取引の円滑化、活性化を図るため、取引センターにおいて入札、競売方式により土地売却を公開で行わなければならない。具体的な手続きとしては、土地の売主は取引センターで地価評価を行ったうえ、情報公開を依頼する。その情報に関心があれば、取引センターに購入希望が寄せられる。購入希望者が 2 名以上の場合、競売方式で土地取引を行う。すべての土地売買情報は同センターの HP (<http://www.szfdc.gov.cn/xxgk/tdgl/>) で公開されている。

外貨管理局

(3) 貿易貨物の代金の差異について

【質問・要望】

貨物代金の決済について、通関申告の輸出入データと決済データとの間に差額がある場合、どの程度の基準を超えた場合に具体的にどのような制裁が科せられているか、教えてほしい。

【回答】

外貨管理局は企業の輸出入に対して、取引状況と外貨決済状況の総量検査を行う。直近 12 ヶ月の貨物代金受払累計額と貨物輸出入累計額にかい離が生じ、総量検査指標を 50%超過、または地域の許容値を 4 期連続で超過した場合、重点モニタリングの対象として現場検査が行われる。その検査に対して、企業には合理的な説明が求められる。外貨管理局への報告・説明が適切に実施されていない、外貨オペレーションに異常があった事実が判明した場合のみ、当該企業を外貨監督部門に移送する。通関申告の輸出入データと決済データとの間に差額があるという理由だけで企業に対し処罰を科すことはない。

国家税務局

(4) 輸出増値税還付について

【質問・要望】

龍崗区では、増値税の輸出後の還付が遅れるケースがある。工場経営が厳しい中で、キャッシュフローの改善の為に、即時対応できないか。

【回答】

輸出企業の資金負担を軽減するため、深圳市では、輸出増値税の還付申請に対する審査手続きを簡素化し、審査に必要な時間を国家税務総局の定める 20 日間より短縮し、平均 15 日間以内に審査を完了させている。審査の迅速化により、還付金額も大幅に増加しており、現時点で全国の 10 分の 1 を占める 824 億元に達した。当市では、国から割当てられた還付枠を 15 年第 3 四半期ですでに使い切ったため、100 億元の追加枠を割り当ててもらった。今後も、全力で深圳市の輸出成長を支援する。

地方税務局

(5) 個人所得税のネット申告について

【質問・要望】

個人名義で個人所得税を申告する場合、窓口で申告しなければならないが、ネット申告による自動引き落としは可能か。中国の他の地域ではこのような申告方法が可能で、これにより申告が便利になり、納税を促進できると思われる。

【回答】

2015 年 5 月 22 日に、深圳市では全国初の個人向け税務申告システムを利用できるようになった。このシステムにより個人の税金にかかわる納税情報の検索、完納証明の発行などができる。12 月から、さらに機能を充実させ、個人の税金のオンライン申告、納付ができるようになった。今後、Wechat による情報提供、問い合わせ対応も可能となる。

(6) 企業再編時の人員削減について

【質問・要望①】

①近來、経営上の理由から会社を解散する日系メーカーが散見される。この際に従業員から法外な経済補償金を要求され、ストライキ、サボタージュに発展するケースが発生している。経済補償金を法律通りに支払うことで、撤退可能な環境づくりを行政、司法一丸になって取り組んで頂きたい。

②企業再編、吸収合併、時によっては名称変更の場合に、経済補償金の支払いを要求される場合がある。企業は、従業員の合法的な利益を守らなければならないが、不合理な要求に直面した際、どのように対応すれば、労使双方の利益を保護できるか、そして政府部門はどのような支援を提供できるか教えて欲しい。

まず、経済補償金の支払い基準について明確に教えていただきたい。

【回答①】

「労働契約法」により、経済補償金を払わなければならない事由は以下の三点である。①労働契約を労使双方で協議の上解除する場合、②労働契約を一方的に解除する場合、③労働契約の終了なら、雇用主体資格を喪失した場合（たとえば破産宣告、営業免許の取消、閉鎖命令、抹消など）と労働契約期間が満了した場合の2種類に分けられる。

【質問・要望②】

次に、不合理な要求に直面した際、労使双方の利益を保護ために、政府部門はどのような支援を提供できるか教えて欲しい。

【回答②】

政府部門による労使双方の利益保護のための措置として①30人以上の労働争議が起こった場合、即座に対応体制を整え、必要に応じて、公安、組合、司法部門が協力して、労使双方の和解を図る。企業側に違法行為がある場合、是正命令または行政処罰を科する。従業員から労働報酬、経済補償など金銭的な給付にかかわる訴えがある場合、労使双方の話し合いでの合意を促す。従業員側から賃上げ、福祉厚生の上昇、または法外の要求がある場合、関連法律法規を説明した上で、労使双方の要求の違いを減らし、争議が解決するよう積極的に関連部門（たとえば、労働組合、公安）と協力する。

【質問・要望③】

再編により、企業が法律に基づき人員削減などの手続きを行う際、社内の組合が故意に

協力しない、または労働主管部門が申請を受理しないことがある。社内の組合が故意に協力しない場合は、上級の組合に協力を求めたいし、労働主管部門が受理しない場合、書面でその理由と申請資料の補足が必要な場合は、指導頂きたい。

【回答③】

労働主管部門に人員削減を申請する必要がある場合は限定的だ。企業経営において深刻な問題や、重大な変化が生じ、20人以上の人員を削減する、または20人未満であるが従業員総数の10%以上を削除する必要がある場合のみ、30日前までに組合、または従業員全員に事情説明、意見徴収したのち、労働主管部門に人員削減案を届出る必要がある。企業経営上の深刻な問題、重大な変化とは①企業破産法に従い再編される場合、②生産経営に深刻な困難がある場合、③業種転換、重大な技術革新、経営方式の調整により労働契約変更後も人員削減が必要な場合、その他の労働契約締結時に根拠とされる客観的経済状況に重大な変化が生じ、労働契約が履行できない場合、である。

深圳市人力資源部門は上述の要件を満たした届出を受理した場合、法律で定められた手順に従い人員削減をスムーズに行うよう指導する。

(7) 労務派遣比率の引き下げ期限について

【質問】

労務派遣関連規定による、労務派遣比率の引き下げ期限は2016年2月末となるが、期限が来たら、関連部門はどのようなアクションを取る計画があるか。

【回答】

「労務派遣暫行規定」により、2016年2月29日までに、派遣労働者の使用比率を従業員総人数の10%以下にすることが求められる。使用比率低下の確実な実施のため、深圳市では主に①メディアなどを通じて、関連規定を広く周知させる。②監督指導を強化し、大幅に比率を超えている企業と面談し、期限通りに人員調整案を作成、実施するように指導する。③大規模な労働争議が起こらないように応急対策案を用意し、対立のない労使関係を維持する。④法令執行を強化し、明らかに規定に違反する企業に対して行政処罰を科すなどの対応を取っている。

(8) 最低賃金について

【質問・要望①】

深圳市の国際競争力を維持するため、最低賃金の引き上げ幅を5%以下に抑えてほしい。

【回答①】

「深圳市従業員賃金支給条例」の第37条により、最低賃金は2年毎に少なくとも1回調整する。最低賃金を調整する際に以下の調査を行い、第一に、最低賃金基準が企業におよぼす影響を把握するため、四半期毎に200社の企業に対してアンケート調査を行い、企業の最低賃金基準調整に対する考えを聴取する。第二に、懇談会、アンケート配布などの方式により、各団体、政府部門、業界協会、市民に対して広範に意見を聴取し、最低賃金調整に対する世論を把握する。第三に、専門家団体を導入して最低賃金調整案の政策効果に関する論議を行い、科学化、合理化水準を引き上げるに努める。2016年度については、最低賃金を引き上げるか、また引き上げる場合は調整幅はどのぐらいが適当か、慎重に検討している。

【質問・要望②】

過去5年、GDPが年間数%の増長に対して、最低賃金は倍増した。経済事情が厳しくなっている中、企業の負担を十分にご考慮いただきたい。

【回答②】

ここ5年間で、深圳市の最低賃金は、2011年の1,100元/月から、2015年には2,030元/月まで引き上げられ、年間平均13%の上昇率となった。最低賃金の調整にあたっては、市民の最低生活水準を確保するとともに、GDP成長率などの経済事情、企業の負担能力も十分に考慮する。2016年度は経済環境がさらに厳しくなると見込まれるため、例年よりアンケートと世論調査を広範に行い、日系企業を含め幅広く意見聴取した上で、最低賃金の調整案を慎重に作成する。

(9) 社会保険の納付について

【質問・要望】

社会保険関連法令には、雇用者が従業員のために社会保険料を満額納付すると規定されている。しかし実際は、従業員は社会保険料の満額納付に不満を持っており（手取り金額が減るため）、満額納付を行っていない他の企業に転職してしまうこともある。もし従業員の要望に応じ、社会保険料を満額納付しない場合、中国の社会保険関連法令違反となり、退職後従業員が当該理由で会社を告発・起訴するリスクもある。法律を守って満額納付している企業が不利にならないように、すべての企業が満額納付するようしっかり監視・監督してほしい。

【回答】

深圳市では企業負担能力と従業員の要望に応じて社会保険納付制度を構築している。具体

的には、①養老保険については、2014年から実施される「深圳経済特区社会養老保険条例」により、深圳市戸籍を持っていない従業員は戸籍所在地で住民保険を納付している場合、本人申請と戸籍所在地納付証明書で深圳市に養老保険を納付しなくても良い。②失業保険については、2015年12月から徴収率を従来から半減しており、最低賃金の1.5%（会社負担1%、個人負担0.5%）で計上される。そのため、従業員が納付する金額は10.15元となる。③労災保険と生育保険については、全額企業負担であり、従業員は負担する必要がない。④医療保険については負担能力に合わせて三つの等級に分けられている。もっとも負担率の低い3級に該当する従業員の負担費用は6.05元のみである。現在の深圳市の社会保険制度では、従業員の負担金額は最低の場合16.2元/月にとどまる。

なお、従業員に養老保険の加入地域を選択する権限を与える一方、企業に対して法規遵守の状況を検査することに力を入れており、特に従業員数が50人を超える企業に対してはこれから3～5年間で精査するよう努力する。従業員が深圳市で養老保険を納付しないことを選択する場合は、企業は本人の申請書と戸籍所在地での保険完納証明証を保管することをお薦めする。

公安局

(10) 公安局による会社不正行為の調査協力について

【質問・要望】

日系企業が社内不正行為を調査し、被疑者の従業員を特定した後、地元の公安（派出所）に通報したにもかかわらず、公安が送検しなかったり、告訴してもなかなか被疑者を取り調べなかったり、企業に自力で証拠を集めるよう要求したりするケースが少なくない。社内犯罪者を摘発し、よりよい職場環境をつくるため、公安（派出所）により積極的に協力してほしい。

【回答】

① 今まで、公安局は日系企業からこのような苦情を受けたことはない。

② 現行の法律法規により、公安機関は違法犯罪の事件に対して捜査する職責を負っている。いかなる部門、個人からの案件届け出も、公安局はすべて平等に、厳格に法律に基づいて調査を行っている。

公安機関の調査過程に不作為、不適當な行為が存在ことを発見した場合、公安機関の内部監査機構、検察などの監督部門が独自に調査を実施する。また、市民からも随時情報提供を受け付けている。その他、メディア掲載など様々なルートを通じて事情を伝えていただければ、関連部門は必ず提供いただいた状況に対して調査した上、返答する。

以上